

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年11月30日（平成28年（行個）諮問第173号）

答申日：平成30年5月30日（平成30年度（行個）答申第31号）

事件名：本人の告発を受けて北海道経済産業局が実施した予備調査に係る資料等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定年月日A付けの研究不正の告発に対し、特定文書番号で本調査を行わないと決定した予備調査に係る平成19年12月26日付け研究活動の不正行為への対応に関する指針の規定による資料等一切（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる文書1ないし文書22（以下、順に「文書1」ないし「文書22」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月26日付け20160524北海道第4号により北海道経済産業局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

(1) 本件は、北海道経済産業局（以下「経産局」という。）所管の「平成22年度補正予算 地域イノベーション創出研究開発事業」及び「平成25年度 ものづくり中小企業連携支援事業～戦略的基盤技術高度化支援事業～」における研究不正において、経産局がした「研究不正調査の資料の一部の不開示（原処分）」に対する審査請求である。

(2) 研究不正調査の資料の一部の不開示（原処分）

審査請求人は、「平成22年度補正予算 地域イノベーション創出研究開発事業」及び「平成25年度 ものづくり中小企業連携支援事業～戦略的基盤技術高度化支援事業～」に係る研究不正に関して、特定年月日Aに、「文書1 告発状」及び「文書2 告発状添付資料」の内容で、経産局に告発を行った。

平成19年12月26日付け「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（以下「指針」という。）によれば、告発を受け付けた調査機関

は、概ね30日以内に本調査を行うか否か決定するものとしてされているが、経産局は4か月以上経った特定年月日Fに指針に基づく本調査を行わないことを決定した（「文書15 本調査を行わない決定通知」）。指針によれば、本調査を行わないことを決定した場合、調査機関は予備調査に係る資料等を保存し、資金配分機関や告発者等の求めに応じ開示するものとしてされているが、経産局は告発者である審査請求人の求めに応じず開示しなかった。

そこで、審査請求人は、平成26年8月8日に、法に基づく開示請求を行った。経産局は、同年10月8日にようやく開示決定を行ったが、予備調査に係る資料等の大部分を不開示とした。本件は、審査請求人により全面開示を求められたが、経産局はこれを拒絶し、平成27年3月11日に情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問（平成27年度（行個）諮問第39号）され、平成28年3月7日に答申（平成27年度（行個）答申第134号）を受けた。その答申によれば、「対象となる保有個人情報の特定を行わずに、一部開示した決定については、違法なものであり、取り消すべきである。」とあり、経産局は前処分を取り消し、改めて原処分を行ったが、保有個人情報の特定が不十分な部分及び正当な理由のない不開示部分が存在するので、全ての保有個人情報を特定し、その全部を開示するよう求めるものである。

そもそも、指針に資金配分機関や告発者等の求めに応じ開示するものと規定されている上、経産局も指針に基づき審査請求人に特定法人等の内部文書を法の手続を経ることなく提出させているのだから（「文書13 告発者への再照会」及び「文書14 告発者からの回答」）、即時全ての資料等を開示しなければならないことは明らかである。仮に、法に基づく開示請求しか認められないとしても、経産局の個人情報の特定及び不開示の理由は以下の理由で誤っている。

（3）保有個人情報の特定

指針によれば、調査機関は、告発を受け付けた後速やかに、告発された不正行為が行われた可能性、告発の際示された合理的理由の論理性、告発された研究の公表から告発までの期間などの合理性、調査可能性等について予備調査を行うことになっているが、具体的な調査が行われたと思われる文書は、「文書17 2014年4月15日付け製造産業課の文書」、平成26年4月16日付けの「文書18 『告発者』からの告発に係る当局顧問弁護士との面談結果について」、「文書19 2014年5月12日付け製造産業課の文書」のみで、特定年月日C付けの「文書13 告発者への再照会」及び特定年月日D付け「文書14 告発者からの回答」について検討をされた文書は特定されていない。また、「文書21 『告発者』からの『告発状』受領以降の経緯について」に

よれば、特定年月日Eに弁護士を訪問し、審査請求人への通知文について問題がないかを確認している形跡が認められるが、それ以前の同年6月25日付けの「文書20 研究活動の不正行為に関する告発状に関する想定問答」では、既に本調査を行わないことが既定路線として決められており、各回答の根拠となる文書すら特定されていない。その他、真つ当な予備調査が行われていれば存在するはずの予備調査の委員名簿、予備調査に関する連絡通知文書などが全く特定されておらず、明らかな保有個人情報の特定の不備である。万一、これらの文書が存在しないとすれば、経産局の一部役職員が研究不正のもみ消しを目的に、指針に従わない処理を行ったことは明らかであるから、指針に従い、研究不正の隠蔽に加担したものとして地域経済部製造産業課の特定職員らの氏名を公表し、経産局の内部規定に基づく処分を行った上で、指針に沿った研究不正の調査をやり直さなければならないことはいうまでもない。

さらに、指針によれば、調査機関は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する義務があるが、「文書16 サポインP」を巡るトラブルについて、「文書20 研究活動の不正行為に関する告発状に関する想定問答」及び「文書22 サポイン事業等を巡るトラブルについて」では、調査とは関係ない文書の作成に審査請求人の個人情報が入り込まれ、調査関係者とは関係ない製造産業課内に漏えいしているものと見受けられる。しかし、原処分では、当該文書の作成者及び作成経緯に関する文書が特定されておらず、明らかな保有個人情報の特定の不備である。保有個人情報を特定した上で、指針にも法にも違反して、審査請求人の意思に反して個人情報を漏えいして当該文書を作成した役職員も処分すべきである。

(4) 文書番号、文書日付及び件名

法14条3号イ、7号柱書きのいずれか又は全てを理由に不開示としたが、具体的なおそれが説明できないので開示しなければならない。

(5) 本文の内容

法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれか又は全てを理由に不開示としたが、具体的なおそれが説明できない部分は開示しなければならない。

(6) 予備調査に係る全ての保有個人情報を特定し、その全部を開示しない場合は、法42条に基づき、速やかに審査会に諮問しなければならない。また、前処分に関し、違法な処分により個人情報の開示を拒絶し、審査請求人のアイディアを用いた競争的研究費の詐取などの損害の法的な解決を妨害した経産局の役職員への厳しい処分も併せて求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、平成26年8月8日付けで、法13条1項に基づき、北海道経済産業局長（処分庁）に対し、「特定年月日A付けの研究不正の告発に対し、特定文書番号で本調査を行わないと決定した予備調査に係る平成19年12月26日付研究活動の不正行為への対応に関する指針の規定による資料等一切」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は平成26年8月8日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、下記2のとおり対象となる保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、平成26年10月8日付け「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（20140808北海道第27号）により、下記3のとおり、法14条各号の不開示情報に該当する部分を除き、保有個人情報の開示をする旨の決定（以下「前回処分」という。）を行った。
- (3) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）4条1項の規定に基づき、平成26年12月9日付けで、経済産業大臣（諮問庁）に対して、前回処分を取り消し不開示とした部分の開示及び処分庁が本件対象保有個人情報として特定しなかった保有個人情報の開示を求める審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- (4) 前回審査請求を受け、諮問庁において、前回処分の妥当性について慎重に審査したところ、前回審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で前回審査請求を棄却することにつき、平成27年3月11日付けで、審査会に諮問を行った。
- (5) これに対して、審査会から、平成28年3月7日付けで、本件開示請求に係る保有個人情報開示決定通知書において、下記3の「対象文書等」欄のとおり、行政文書の具体的な名称が記載されておらず、本件開示請求に係る保有個人情報開示決定通知書の記載から処分の内容が把握できないことから、前回処分を取り消すべきとの答申があった。
- (6) 諮問庁は上記（5）の答申を受け、平成28年5月6日付けで前回処分を取り消す裁決を行い、処分庁は、同月26日付け「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（20160524北海道第4号）により、下記4のとおり、行政文書の具体的な名称を記載の上で、法14条各号の不開示情報に該当する部分を除き、保有個人情報の開示をする旨の決定（原処分）を行った。
- (7) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）4条1項の規定に基づき、平成28年9月1日付けで、諮問庁に対して、原処分を取り消し、全ての保有個人情報を特定し、正当な理

由のない不開示の部分の開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- (8) 本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性について慎重に審査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、審査会に諮問するものである。

2 審査請求に係る保有個人情報

本件開示請求において特定される本件対象保有個人情報は、審査請求人である告発者が経産局に申し立てた研究不正の告発に関し、審査請求人の研究不正の告発状（特定年月日A付け）の提出から経産局が本調査を行わない旨の決定（特定年月日F付け）をするまでの間に、経産局が指針に基づいて実施した予備調査において作成・取得した資料等一切である。詳細は次のとおりである。

文書1 告発状

文書2 告発状添付資料

文書3 支出負担行為担当官北海道経済産業局総務企画部長が発出した文書

文書4 北海道経済産業局総務企画部長宛の文書

文書5 北海道経済産業局長が発出した文書

文書6 北海道経済産業局長宛の文書

文書7 北海道経済産業局長が発出した文書

文書8 北海道経済産業局長宛の文書

文書9 告発者への照会

文書10 告発者からの回答

文書11 北海道経済産業局長が発出した文書

文書12 北海道経済産業局長宛の文書

文書13 告発者への再照会

文書14 告発者からの回答

文書15 本調査を行わない決定通知

文書16 サポインP Jを巡るトラブルについて

文書17 2014年4月15日付け製造産業課の文書

文書18 「告発者」からの告発に係る当局顧問弁護士との面談結果について

文書19 2014年5月12日付け製造産業課の文書

文書20 研究活動の不正行為に関する告発状に関する想定問答

文書21 「告発者」からの「告発状」受領以降の経緯について

文書22 サポイン事業等を巡るトラブルについて

3 前回処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、法18条1項の規定により、本件対象保有個人情報のうち別表1に掲げる部分を不開示とし、それ以外の部分を開示する旨の決定を行った。

4 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象保有個人情報を別表2のとおり特定し、法18条1項の規定により、保有個人情報の一部を開示する旨の決定を行った。

5 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件開示請求に対し、平成28年5月26日付け「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（20160524北海道第4号）をもって処分庁が行った原処分について、開示請求者である審査請求人が、原処分を取り消し、全ての本件対象保有個人情報の特定及びその全部の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が、原処分を取り消し、全ての本件対象保有個人の特定期及びその全部の開示を求める主な理由は以下のとおりである。

ア 保有個人情報の特定

処分庁から開示された保有個人情報は、「文書17 2014年4月15日付け製造産業課の文書」、平成26年4月16日付けの「文書18 『告発者』からの告発に係る当局顧問弁護士との面談結果について」、文書19 2014年5月12日付け製造産業課の文書のみで、特定年月日C付けの「文書13 告発者への再照会」及び特定年月日D付け「文書14 告発者からの回答」について検討をされた文書は特定されていない。

また、「文書21 『告発者』からの『告発状』受領以降の経緯について」によれば、特定年月日Eに弁護士を訪問し、審査請求人への通知文について問題がないかを確認している形跡が認められるが、それ以前の同年6月25日付けの「文書20 研究活動の不正行為に関する告発状に関する想定問答」では、すでに本調査を行わないことが既定路線として決められており、各回答の根拠となる文書すら特定されていない。その他、真っ当な予備調査が行われていれば存在するはずの予備調査の委員名簿、予備調査に関する連絡通知文書等が全く特定されておらず、明らかな保有個人情報の特定の不備である。

さらに、「文書16 サポインP」を巡るトラブルについて」、「文書20 研究活動の不正行為に関する告発状に関する想定問答」及び「文書22：サポイン事業等を巡るトラブルについて」では、当該文書の作成者及び作成経緯に関する文書が特定されておら

ず、明らかな保有個人情報の不備である。

予備調査に係る全ての保有個人情報を特定し、その全部を開示することを求める。

イ 文書番号，文書日時，件名

処分庁は，法 14 条 3 号イ，7 号柱書きのいずれか又は全てに該当することを理由に不開示としたが，具体的なおそれが説明できないので開示しなければならない。

ウ 本文の内容

処分庁は，法 14 条 2 号，3 号イ，7 号柱書きのいずれか又は全てに該当することを理由に不開示としたが，具体的なおそれが説明できない部分は開示しなければならない。

6 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において，審査請求人は，全ての本件対象保有個人情報の特定及びその全部の開示を求めているので，以下，処分庁の原処分の妥当性について検討する。

(1) 保有個人情報の特定について

審査請求人は，予備調査について，具体的な調査が行われたと思われる文書は，「文書 17 2014 年 4 月 15 日付け製造産業課の文書」，平成 26 年 4 月 16 日付けの「文書 18 『告発者』からの告発に係る当局顧問弁護士との面談結果について」，「文書 19 2014 年 5 月 12 日付け製造産業課の文書」のみで，特定年月日 C 付けの「文書 13 告発者への再照会」及び特定年月日 D 付け「文書 14 告発者からの回答」について検討をされた文書は特定されていないと主張している。

このことについて改めて処分庁に確認したところ，告発者への再照会を行うに当たっては，特定年月日 B に経産局内において告発者への再照会事項の検討を行い，特定年月日 C に再照会を実施したが，その間に作成・取得した本件対象保有個人情報は，文書 19，文書 21 以外に存在しておらず，また，特定年月日 D 付けの告発者からの回答の受領から特定年月日 F 付けの告発者への通知までの期間は，専ら経産局内において告発者からの回答内容の精査及び当該通知に関する意思決定等を行っていたものであり，その間に作成・取得した本件対象保有個人情報は，文書 20，文書 21，文書 22 以外に存在しておらず，審査請求人の主張は当たらない。

また，審査請求人は，「文書 21 『告発者』からの『告発状』受領以降の経緯について」によれば，特定年月日 E に弁護士を訪問し，申立人への通知文について問題がないかを確認している形跡が認められるが，それ以前の同年 6 月 25 日付けの「文書 20 研究活動の不正行為に関する告発状に関する想定問答」では，既に本調査を行わないことが既定

路線として決められており、各回答の根拠となる文書すら特定されていないと主張しているが、処分庁に確認したところ、処分庁では、今回本件対象保有個人情報として特定された文書 1 から文書 2 2 以外に本件対象保有個人情報となる文書は保有していない。

その他、真つ当な予備調査が行われていれば存在するはずの予備調査の委員名簿、予備調査に関する連絡通知文書等が全く特定されていないと主張するが、今回の予備調査においては委員会を設置していない。そのため、委員名簿及び予備調査に関する連絡通知文書は存在しておらず、審査請求人の主張は当たらない。

さらに、「文書 1 6 サポイン P」を巡るトラブルについて、「文書 2 0 研究活動の不正行為に関する告発状に関する想定問答」及び「文書 2 2 サポイン事業等を巡るトラブルについてでは、当該文書の作成者及び作成経緯に関する文書が特定されていないと主張するが、処分庁に確認したところ、これら文書に関連し、作成・取得した本件対象保有個人情報は存在しておらず、審査請求人の主張は当たらない。

したがって、本件対象保有個人情報を文書 1 から文書 2 2 として特定して行われた再処分は妥当である。

また、平成 2 8 年 3 月 7 日付けで審査会が行った前回処分を取り消すべきとの答申は、保有個人情報開示決定通知書に行政文書の具体的な名称が記載されておらず、本件開示請求に係る保有個人情報開示決定通知書の記載から処分の内容が把握できないことについて答申されたものであり、行政文書の具体的な名称を記載の上で、前回処分と同様に法 1 4 条各号の不開示情報に該当する部分を除き、保有個人情報の開示をする旨の決定を行った原処分は妥当である。

(2) 文書番号、文書日時、件名について

審査請求人は、文書番号、文書日時、件名について、具体的なおそれが説明できないので開示しなければならないと主張している。

当該主張に係る文書は、文書 3 ないし文書 8、文書 1 1、文書 1 2、文書 1 7 及び文書 1 9 である。

これらの文書は、審査請求人である告発者からの研究不正の告発を受けて、経産局が指針に基づいて実施した予備調査に関して作成・取得した文書であるところ、審査請求人に文書番号、文書日付、件名を開示すると、審査請求人の保有する文書又は情報と照合することにより、当該調査の内容や関係する特定の法人を推定することが可能となる。

このため、当該部分を開示すると、特定の法人が何らかの研究不正行為に関し経産局から調査を受けているとの情報が広まることにより当該法人の信用低下を招き、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法 1 4 条 3 号イに該当すると判断

した原処分は妥当である。

また、当該文書は、国の機関が行う調査事務の内容に関するものであるところ、当該部分を開示することにより、当該調査の手法等が明らかになるおそれ、当該調査に関係する特定の法人が推定されることで今後の当該調査への関係者の協力が得られなくなるおそれがあると認められ、当該事務の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、法14条7号柱書きに該当すると判断した原処分は妥当である。

(3) 本文の内容について

審査請求人は、本文の内容について、具体的なおそれが説明できない部分について開示しなければならないと主張しているので、以下それぞれについて検討する。

本件対象保有個人情報のうち、原処分で不開示とした部分は別表3のとおりである。

ア 別表3の「不開示とした部分」の欄中(a)は、審査請求人である告発者からの研究不正の告発を受けて、経産局が指針に基づいて実施した予備調査に関して作成・取得した文書に含まれる情報であるところ、当該情報を開示すると、審査請求人の保有する文書又は情報と照合することにより、当該調査の内容や関係する特定の法人を推定することが可能となる。

このため、当該部分を開示すると、特定の法人が何らかの研究不正行為に関し経産局から調査を受けているとの情報が広まることにより当該法人の信用低下を招き、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法14条3号イに該当すると判断した原処分は妥当である。

また、当該情報は、国の機関が行う調査事務の内容に関するものでもあるところ、当該不開示部分を開示することにより、当該調査の手法等が明らかになるおそれ、当該調査に関係する特定の法人が推定されることで今後の当該調査への関係者の協力が得られなくなるおそれがあると認められ、当該事務の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、法14条7号柱書きに該当すると判断した原処分は妥当である。

イ 別表3の「不開示とした部分」の欄中(b)は、審査請求人である開示請求者以外の氏名、役職等であって、開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり、法14条2号に該当し同号イないしハに該当する事情も認められないため、不開示とした原処分は妥当である。

ウ 別表3の「不開示とした部分」の欄中(c)は、特定の法人の印影であって、認証的機能を有するものであり、開示することにより、偽造されるおそれがある等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な

利益を害するおそれがあるものであり、法14条3号イに該当すると判断した原処分は妥当である。

エ 別表3の「不開示とした部分」の欄中（d）は、国の機関が行う調査事務の内容に関するものでもあるところ、当該部分を開示することにより、当該調査の手法等が明らかになるおそれ、当該調査に関係する特定の法人が推定されることで今後の当該調査への関係者の協力が得られなくなるおそれがあると認められ、当該事務の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、法14条第7号柱書きに該当すると判断した原処分は妥当である。

7 結論

以上のとおり、本件審査請求については理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成28年11月30日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月12日 | 審議 |
| ④ | 平成30年4月17日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年5月11日 | 審議 |
| ⑥ | 同月28日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報として、別紙に掲げる文書1ないし文書22に記録された保有個人情報を特定し、その一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象文書の再特定を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報以外の本件請求保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 審査請求人は、下記（ア）ないし（エ）に掲げる行政文書に記録された保有個人情報が特定されていない旨を主張するが、処分庁においては、審査請求人の主張する行政文書は保有しておらず、その理

由は以下のとおりである。

- (ア) 「文書 1 3 告発者への再照会」(特定年月日 C 付け)及び「文書 1 4 告発者からの回答」(特定年月日 D 付け)について検討された文書について

経産局内において、文書 1 3 を審査請求人に発出する前の特定年月日 B に検討を行い、特定年月日 C に文書 1 3 を発出したが、再照会事項の検討について作成及び取得した文書は、文書 1 9 及び文書 2 1 だけであり、それ以外の検討文書は作成していない。

また、特定年月日 D 付けの審査請求人からの回答(文書 1 4)を受領し、特定年月日 F 付けの通知(文書 1 5)を審査請求人に発出するまでの間に作成及び取得した文書は、文書 2 0 及び文書 2 2 だけであり、それ以外の検討文書は作成も取得もしていない。

なお、理由説明書(上記第 3)の 6 (1)において、上記特定年月日 D から同 F までの間に作成・取得した文書として、文書 2 0 及び文書 2 2 に加えて文書 2 1 と記載したが、文書 2 1 を作成したのは特定年月日 D よりも前の時点であり、理由説明書の当該部分の記載は誤りである。

- (イ) 「文書 2 0 『研究活動の不正行為に関する告発状』に関する想定問答」に係る各回答の根拠となる文書について

経産局において、当該想定問答を作成するに当たり、各問についてそれぞれ検討しながら、回答を作成しており、同想定問答を作成するための事前の検討文書などは作成していない。

- (ウ) 「予備調査の委員名簿、予備調査に関する連絡通知文など」について

指針では、予備調査について、「(1)予備調査 ①V-2の1によって調査を行う研究機関等は、(中略)以下、(2)②の調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。」旨規定しており、処分庁は、本件予備調査のための委員会は設置していないため、委員名簿及び予備調査に関する連絡通知文などは作成していない。

- (エ) 「文書 1 6 サポイン P」を巡るトラブルについて」、「文書 2 0 研究活動の不正行為に関する告発状に関する想定問答」及び「文書 2 2 サポイン事業等を巡るトラブルについて」の作成者及び作成経緯について

文書 1 6、文書 2 0 及び文書 2 2 は、いずれも経産局の製造産業課として作成した文書であるが、その作成者として特定の職員の氏名が記載された文書やその作成経緯が分かる文書は作成していない。

- イ したがって、経産局においては、別紙に掲げる文書以外に本件請求

保有個人情報が記録された文書は作成も取得もしておらず、保有していない。

ウ 本件開示請求を受け、念のため処分庁において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、別紙に掲げる文書以外に本件請求保有個人情報が記録された文書の存在は確認できなかった。また、本件審査請求を受けた際も同様の探索を行ったが、別紙に掲げる文書以外に本件請求保有個人情報が記録された文書の存在は確認できなかった。

(2) 処分庁において、本件対象保有個人情報以外の本件請求保有個人情報は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が特段不自然、不合理とまではいえず、他に本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経産局において本件対象保有個人情報以外の本件請求保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表2に掲げる本件対象保有個人情報の各不開示部分には、経産局が関係法人に関して行った照会及びその回答等、本件予備調査の具体的な内容が記載されている。

(2) 上記各不開示部分を開示すると、本件予備調査の具体的な内容を推認することが可能となり、経産局による予備調査の手法等が明らかとなる結果、今後の同種の調査に際して、調査対象者が事前に対策を講じることが可能ならしめ、調査の実効性が損なわれる、又は、情報提供を行った事実が明らかになることをおそれる関係者により調査への協力が得られなくなるなど、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、経産局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 1 告発状
- 文書 2 告発状添付資料
- 文書 3 支出負担行為担当官北海道経済産業局総務企画部長が発出した文書
- 文書 4 北海道経済産業局総務企画部長宛の文書
- 文書 5 北海道経済産業局長が発出した文書
- 文書 6 北海道経済産業局長宛の文書
- 文書 7 北海道経済産業局長が発出した文書
- 文書 8 北海道経済産業局長宛の文書
- 文書 9 告発者への照会
- 文書 10 告発者からの回答
- 文書 11 北海道経済産業局長が発出した文書
- 文書 12 北海道経済産業局長宛の文書
- 文書 13 告発者への再照会
- 文書 14 告発者からの回答
- 文書 15 本調査を行わない決定通知
- 文書 16 サポインP Jを巡るトラブルについて
- 文書 17 2014年4月15日付け製造産業課の文書
- 文書 18 「告発者」からの告発に係る当局顧問弁護士との面談結果について
- 文書 19 2014年5月12日付け製造産業課の文書
- 文書 20 研究活動の不正行為に関する告発状に関する想定問答
- 文書 21 「告発者」からの「告発状」受領以降の経緯について
- 文書 22 サポイン事業等を巡るトラブルについて

別表 1

対象文書等	不開示とした部分	不開示とした理由
<p>文書 3 支出負担行為担当 官北海道経済産業 局総務企画部長が 発出した文書</p>	<p>文書番号，文書日 付，宛名，件名，本 文，記の内容の一部</p>	<p>法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの，国の機関が行う事務に関する情報であって，当該情報の開示により当該事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり，法14条3号イ，7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。</p>
<p>文書 4 北海道経済産業局 総務企画部長宛の 文書</p>	<p>文書番号，文書日 付，法人名，法人の 印影，本文の内容</p>	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの，法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの，国の機関が行う事務に関する情報であって，当該情報の開示により当該事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり，法14条2号，3号イ，7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。</p>
<p>文書 5 北海道経済産業局 長が発出した文書</p>	<p>文書番号，文書日 付，宛名，件名，本 文の内容</p>	<p>法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの，国の機関が行う事務に関する情報であって，当該情報の開示により当該事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり，法14条3号イ，</p>

		7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。
文書6 北海道経済産業局長宛の文書	文書日付，法人名，法人の印影，本文の内容	法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの，国の機関が行う事務に関する情報であって，当該情報の開示により当該事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり，法14条3号イ，7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。
文書7 北海道経済産業局長が発出した文書	文書番号，文書日付，宛名，件名，本文の内容	法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの，国の機関が行う事務に関する情報であって，当該情報の開示により当該事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり，法14条3号イ，7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。
文書8 北海道経済産業局長宛の文書	文書番号，文書日付，法人名，法人の印影，本文の内容	法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの，国の機関が行う事務に関する情報であって，当該情報の開示により当該事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり，法14条3号イ，7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。
文書11 北海道経済産業局	文書番号，文書日付，宛名，件名，本	法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権

<p>長が発出した文書</p>	<p>文の内容</p>	<p>利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの，国の機関が行う事務に関する情報であって，当該情報の開示により当該事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり，法14条3号イ，7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。</p>
<p>文書12 北海道経済産業局長宛の文書</p>	<p>文書日付，法人名，法人の印影，本文の内容</p>	<p>法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの，国の機関が行う事務に関する情報であって，当該情報の開示により当該事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり，法14条3号イ，7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。</p>
<p>文書16 サポインPJを巡るトラブルについて</p>	<p>「経緯」の記載の一部</p>	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの，法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの，国の機関が行う事務に関する情報であって，当該情報の開示により当該事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり，法14条2号，3号イ，7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。</p>
<p>文書17</p>	<p>件名，本文の内容の</p>	<p>法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利</p>

2014/4/1 5付け製造産業課 の文書	一部	益を害するおそれがあるもの、国の機関が行う事務に関する情報であって、当該情報の開示により当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条3号イ、7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。
文書18 「告発者」からの 告発に係る当局顧問 弁護士との面談 結果について	弁護士の氏名、弁護士を識別しうる情報、面談の概要の一部	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの、法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、国の機関が行う事務に関する情報であって、当該情報の開示により当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条2号、3号イ、7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。
文書19 2014/5/1 2付け製造産業課 の文書	件名、本文の内容、表（項目の一部を除く。）	法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、国の機関が行う事務に関する情報であって、当該情報の開示により当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条3号イ、7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。
文書20 研究活動の不正行為に関する告発状に起案する想定問	事実関係の整理状況の一部	国の機関が行う事務に関する情報であって、当該情報の開示により当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

答		あるものであり、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。
<p>文書21 「告発者」からの 「告発状」受領以 降の経緯について</p>	<p>内容の一部</p>	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの、法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、国の機関が行う事務に関する情報であって、当該情報の開示により当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条2号、3号イ、7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。</p>

別表 2

開示する保有個人情報	不開示とした部分とその理由
文書 1 告発状	無し（全部開示）
文書 2 告発状添付資料	無し（全部開示）
文書 3 支出負担行為担当官特定局 北海道経済産業局総務企画 部長が発出した文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不開示とした部分 文書番号，文書日付，宛名，件名，本文，記の内容の一部 ・ 不開示とした理由 法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの，国の機関が行う事務に関する情報であって，当該情報の開示により当該事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり，法 14 条 3 号イ，7 号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。
文書 4 北海道経済産業局総務企画 部長宛の文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不開示とした部分 文書番号，文書日付，法人名，法人の印影，本文の内容 ・ 不開示とした理由 開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの，法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの，国の機関が行う事務に関する情報であって，当該情報の開示により当該事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり，法 14 条 2 号，3 号イ，7 号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。
文書 5 北海道経済産業局長が発出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不開示とした部分 文書番号，文書日付，宛名，件名，本文の

<p>した文書</p>	<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不開示とした理由 <p>法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、国の機関が行う事務に関する情報であって、当該情報の開示により当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条3号イ、7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。</p>
<p>文書6 北海道経済産業局長宛の文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不開示とした部分 <p>文書日付，法人名，法人の印影，本文の内容</p> ・ 不開示とした理由 <p>法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、国の機関が行う事務に関する情報であって、当該情報の開示により当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条3号イ、7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。</p>
<p>文書7 北海道経済産業局長が発出した文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不開示とした部分 <p>文書番号，文書日付，宛名，件名，本文の内容</p> ・ 不開示とした理由 <p>法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、国の機関が行う事務に関する情報であって、当該情報の開示により当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条3号イ、7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。</p>

<p>文書 8 北海道経済産業局長宛の文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不開示とした部分 文書番号，文書日付，法人名，法人の印影，本文の内容 ・ 不開示とした理由 法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの，国の機関が行う事務に関する情報であって，当該情報の開示により当該事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり，法 14 条 3 号イ，7 号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。
<p>文書 9 告発者への照会</p>	<p>無し（全部開示）</p>
<p>文書 10 告発者からの回答</p>	<p>無し（全部開示）</p>
<p>文書 11 北海道経済産業局長が発出した文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不開示とした部分 文書番号，文書日付，宛名，件名，本文の内容 ・ 不開示とした理由 法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの，国の機関が行う事務に関する情報であって，当該情報の開示により当該事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり，法 14 条 3 号イ，7 号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。
<p>文書 12 北海道経済産業局長宛の文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不開示とした部分 文書日付，法人名，法人の印影，本文の内容 ・ 不開示とした理由 法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの，国

	<p>の機関が行う事務に関する情報であって、当該情報の開示により当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条3号イ、7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。</p>
<p>文書13 告発者への再照会</p>	<p>無し（全部開示）</p>
<p>文書14 告発者からの回答</p>	<p>無し（全部開示）</p>
<p>文書15 本調査を行わない決定通知</p>	<p>無し（全部開示）</p>
<p>文書16 サポインPJを巡るトラブルについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不開示とした部分 「経緯」の記載の一部 ・ 不開示とした理由 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの、法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、国の機関が行う事務に関する情報であって、当該情報の開示により当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条2号、3号イ、7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。
<p>文書17 2014年4月15日付け 製造産業課の文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不開示とした部分 件名、本文の内容の一部 ・ 不開示とした理由 法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、国の機関が行う事務に関する情報であって、当該情報の開示により当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条3号イ、7号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示と

	した。
<p>文書 18</p> <p>「告発者」からの告発に係る当局顧問弁護士との面談結果について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不開示とした部分 弁護士の氏名， 弁護士を識別しうる情報， 面談の概要の一部 ・不開示とした理由 開示請求者以外の個人に関する情報であって， 開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの， 法人に関する情報であって， 開示することにより， 当該法人の権利， 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの， 国の機関が行う事務に関する情報であって， 当該情報の開示により当該事務の性質上， 当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり， 法 14 条 2 号， 3 号イ， 7 号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。
<p>文書 19</p> <p>2014 年 5 月 12 日付け製造産業課の文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不開示とした部分 件名， 本文の内容， 表（項目の一部を除く。） ・不開示とした理由 法人に関する情報であって， 開示することにより， 当該法人の権利， 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの， 国の機関が行う事務に関する情報であって， 当該情報の開示により当該事務の性質上， 当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり， 法 14 条 3 号イ， 7 号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。
<p>文書 20</p> <p>研究活動の不正行為に関する告発状に関する想定問答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不開示とした部分 事実関係の整理状況の一部 ・不開示とした理由 国の機関が行う事務に関する情報であって， 当該情報の開示により当該事務の性質上， 当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり， 法 14 条 7 号柱書きに該当するため不開示とした。

<p>文書 2 1 「告発者」からの「告発状」受領以降の経緯について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不開示とした部分 内容の一部 ・ 不開示とした理由 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの、法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、国の機関が行う事務に関する情報であって、当該情報の開示により当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法 1 4 条 2 号， 3 号イ， 7 号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。
<p>文書 2 2 サポイン事業等を巡るトラブルについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不開示とした部分 内容の一部 ・ 不開示とした理由 法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、国の機関が行う事務に関する情報であって、当該情報の開示により当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法 1 4 条 3 号イ， 7 号柱書きのいずれか又は全てに該当するため不開示とした。

別表 3 (原処分で不開示とした部分)

対象文書等	不開示とした部分
文書 3 支出負担行為担当官北海道経済産業局総務企画部長が発出した文書	(a) 文書番号, 文書日付, 宛名, 件名, 本文, 記の内容の一部
文書 4 北海道経済産業局総務企画部長宛の文書	(b) 開示請求者以外の個人の氏名, 役職
	(c) 法人の印影
	(a) 文書番号, 文書日付, 法人名, 本文の内容
文書 5 北海道経済産業局長が発出した文書	(a) 文書番号, 文書日付, 宛名, 件名, 本文の内容
文書 6 北海道経済産業局長宛の文書	(c) 法人の印影
	(a) 文書日付, 法人名, 本文の内容
文書 7 北海道経済産業局長が発出した文書	(a) 文書番号, 文書日付, 宛名, 件名, 本文の内容
文書 8 北海道経済産業局長宛の文書	(c) 法人の印影
	(a) 文書番号, 文書日付, 法人名, 本文の内容
文書 1 1 北海道経済産業局長が発出した文書	(a) 文書番号, 文書日付, 宛名, 件名, 本文の内容
文書 1 2 北海道経済産業局長宛の文書	(c) 法人の印影
	(a) 文書日付, 法人名, 本文の内容
文書 1 6 サポインPJを巡るトラブルについて	(b) 開示請求者以外の個人の氏名, 役職
	(a) 経緯の内容 (開示請求者本人に関する内容は除く。)
文書 1 7 2014 / 4 / 15 付け製造産業課の文書	(a) 件名, 本文の内容の一部
文書 1 8 「告発者」からの告発に係る当局顧問弁護士との	(b) 弁護士の氏名, 弁護士を識別しうる情報
	(a) 面談の概要の一部

面談結果について	
文書19 2014/5/12付け 製造産業課の文書	(a) 件名, 本文の内容, 表 (項目の一部を除く。)
文書20 研究活動の不正行為に関する 告発状に起案する想定問答	(d) 「告発状」の各項目に対する事実関係の整理状況の一部
文書21 「告発者」からの「告発状」 受領以降の経緯について	(b) 開示請求者以外の個人の氏名, 役職 (a) 経緯の内容 (開示請求者本人に関する内容は除く。)
文書22 サポイン事業等を巡るトラブル について	(a) 内容の一部